

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県条例第三十九号**

**広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例**

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―6 (この条例の失効) 7 この条例は、<u>施行日から起算して二十五年</u> を経過した日に、その効力を失う。 8―10 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1―6 (この条例の失効) 7 この条例は、<u>施行日から起算して二十年</u> を経過した日に、その効力を失う。 8―10 (略)</p>

附則

この条例は、令和五年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。